

10 特定フリーランス事業に 加入できる場合・できない場合

委託を受けている業務が特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業に該当する場合には、特定フリーランス事業ではなく、他の特別加入の事業または作業に加入していただく必要があります。

下の表に記載する事業または作業に従事する方は、特定フリーランス事業の対象ではありませんので、該当する特別加入団体を通じて加入してください。

特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業について、詳しくは当パンフレット3ページ、12～14ページ及び特別加入制度のしおり（特定作業従事者用）3～7ページ、14～16ページをご確認ください。

特定フリーランス事業以外の特別加入の事業または作業	
個人タクシー業者、個人貨物運送業者など※1)	特定農作業従事者 ※2)
建設業の一人親方等	指定農業機械作業従事者 ※3)
漁船による自営漁業者	国・地方等が実施する訓練従事者
林業の一人親方等	家内労働者等
医薬品の配置販売業者	労働組合等の一人専従役員
再生資源取扱業者	介護作業従事者
船員法第1条規定の船員	家事支援従事者（いわゆる家政婦（夫））
柔道整復師	芸能関係作業従事者
創業支援等措置に基づく高年齢者	アニメーション制作作業従事者
あんまマッサージ指圧師、 はり師、きゅう師	ITフリーランス
歯科技工士	

※1 自動車や原動機付自転車を使用したフードデリバリーサービス、貨物軽自動車運送事業者（黒ナンバー）など

※2 年間総販売額300万円以上または経営耕地面積2ヘクタール以上を有しており、所定の作業に従事する方

※3 販売額や耕地面積に関係なく、トラクター等の所定の機械を使用して土地の耕作等の作業に従事する方

どのような場合に特定フリーランス事業または特定フリーランス事業以外の特別加入に該当するのかについては、下の表に記載の例示を参考にしてください。

例 示 ケ ー ス		特定フリーランス事業	その他の特別加入
イラストレーター	企業等からの依頼を受けて企業広告等のイラストを制作する場合	○	×
	映画において使用するイラストを制作する場合	×	○ (芸能)
ビルメンテナンス業	ビル管理会社からの依頼を受けて足場等の設置を伴わずに行うビルメンテナンス業務(ビルの窓清掃や室内清掃など)	○	×
	足場等を設置するなど建設の態様を伴って行うビルメンテナンス業務(ビルの窓清掃など)	×	○ (建設)
システム設計者	企業向け研修のIT講師を行う場合	○	×
	ネットワークシステムの開発作業に従事する場合	×	○ (IT)
キャラクターデザイナー	企業等からの依頼を受けて企業マスコットのデザインを制作する場合	○	×
	アニメ作品のキャラクターデザインを制作する場合	×	○ (アニメ)

※ 実際には個別の作業態様や業務内容を踏まえて判断することとなります。